

<2006年委員会議事録④>2月27日農林水産委員会

～中川昭一大臣に小泉内閣における農業政策の方向性を質す。鳥インフルエンザ対策の国際協調、バイオマスの今後について議論

164・衆・農林水産委員会-3号 平成18年02月27日

○荒井委員 民主党の荒井聰でございます。

私は、数十年前、大臣の父君の中川一郎先生の薫陶を受けました。こういう形で議論をさせてもらうというのは、大変光栄であると同時に、何か面映ゆい感じがしてございます。きょうは一般質疑でございますので、二つの観点からちょっと議論をさせていただきたいと思えます。

小泉さんも、小泉改革がかれこれ五年になろうとしており、また、さきの選挙で小泉流の改革が是認されたとして、この改革を強めていく、そういう後継者を充てたいという考え方なんだろうというふうに思えます。

そういうことでいくと、小泉改革と農業政策というのは一体どういう関係になってくるのかという点と、それからもう一つ、私もかつて農業政策をやっていた者から見て、農林行政というのは比較的省内でワンパッケージになっているというか、省内でほとんどのものが処理できるという特色をかつて備えていたんですけれども、このごろいろいろな関係で省内だけではおさまりつかない、各省庁と多くの連携をとらなければできないような行政分野が非常にふえてきております。そういう分野というのは、私は、比較的農林省は不得手なんではないかというふうに思えますけれども、そういう点で、幾つかの課題について大臣と御議論をしたいなというふうに思えます。

まず第一番目なんですけれども、小泉改革との関係なんですけれども、小泉さんの志向している改革、これは竹中平蔵さんの改革路線なんでしょうけれども、すべてのものを市場で解決させていく、市場で勝ったものが正しいというところまで言うと極論かもしれませんが、そういう考え方で小さな政府にしていく、規制を外していく、あるいは証券市場で勝ち負けを決めていくという改革が特色なんだろうというふうに思えます。

そういう改革と農業政策、農業政策というのは、どちらかというところ、農業協同組合でありますとか、あるいは、余り競争性のない人々がお互いに協力をしながら農業の政策を進めていくということを私は基本にしているように思えます。そういうものと非常に相反するのではないかと。

例えば、極端なんですけれども、林業などの面では、民間の林業者もたくさんいますけれども、しかし、市場性ということで、それが証券市場なり市場の世界の中で競争して勝たなければ残らないよというような政策が中心である

ならば、民間の林業者なんか残らない。

農協の問題などでも、私は、農業協同組合というのはまだまだ改革は必要だと思えます。改革の点はたくさんあるんだろうと思うのですけれども、しかし、市場が全部決めていくみたいな考え方でいくと、農民は要らなくて、株式会社になればいいというようなところまで突き進んでいく可能性すら私はあるんじゃないかというふうに思うんです。

そういう意味で、小泉改革が進めようとしている改革と、今までの農業政策、あるいはこれから推し進めようとする農業政策について、大臣はどのような所見をお持ちなのか、それをお伺いさせていただきたいと思えます。

○中川国務大臣 荒井委員は私が二十三年前に初めて当選したときの農業の先生でございますので、何か先生から試験を受けているような感じで、大変緊張しますけれども。

まず、今我々がやろうとしている、きょうの議題の大きな二つ、一つはWTOの問題、それからもう一つは新しい政策をどういうふうにしていくかという問題。特に後者の問題につきましては、午前中の質問にもありましたように、ちょうど平成十一年に私が農林省にいて、農林水産委員会で、たしか衆議院だけでも数十時間議論をしていただいて成立をしたあの基本法、そして基本計画、その見直しという一つの大きな流れの中の今回の、先ほどの小平委員とのやりとりもその流れの中での問題でありますから、今回の政策が、小泉さんが五年前になって、それによって新たにこういう政策が出てきたものではないということは荒井委員も御承知のとおりだろうというふうに思います。

そういう中で、小泉総理は、農業であろうと中小企業であろうと何であろうと、とにかく民間でできるところは民間で、地方でできるところは地方でという大原則があることも御承知のとおりだろうと思えます。

他方、農業の特殊性というのは、言うまでもなく、自然あるいは土、水、空気、こういうものを大前提として、しかも、IT関連の仕事であれば一瞬にして地球上を回る、あるいは製造業でも、自動車を一台つくるのに数週間できてしまう。他方、農業は基本的には一年一作、林業については何十年という単位でありますから、まず時間が全く違うという特殊性があるわけがあります。この辺は小泉総理とも話したことがありますけれども、当然御存じのことでございます。

それからもう一つは、よく言われるように、稚内から石垣島まで、どんどんいいものを広げていきましょう。特区がその一つの典型例でありますけれども、そういう中で、農業に関しての特区も随分とふえて、成功例もあるわ

けでございます。輸出についても大変熱心である。あるいは、生物系のバイオ、あるいはまた廃棄物を利用したもの、去年の愛・地球博では、場内で出たごみで全部エネルギー、電化をしていく、外から一切エネルギーを使っていないということに大変な興味を示し、また世界じゅうからも注目されたところでございます。

そういう意味で、農業に関して、どんどん強い、ある意味では外国とも伍していける、あるいは、いいものは世界じゅうに売っていこうという政策に対しては大変に、むしろ私のしりをたたくような状態にあります。

問題は、困っているところをどうするかということになるわけでありまして、日本経済も大分よくなってまいりましたけれども、一部の地域、私や荒井委員の北海道等々の地域はまだまだ景気の回復が非常におくれております。ほかの地域でもそういうところがまだございます。そういうところに対して、我々が、まさに農政の面から、あるいはまた中小企業政策の面から、あるいは地方自治との連携の面からやっていかなければいけない。

それについては、切り捨てではなくて、その地方地方の特性を最大限生かしたいろいろな処方せんを我々が一生懸命後押しをしていくということで、当初は、地方切り捨てではないかとか、農業切り捨てではないかとかいうふうの一部で言われておりましたけれども、むしろ地方の活性化、あるいはまた、強い農業、強い林業、水産業は世界と伍しても十分勝っていけるんだということを折に触れて言っているところでございます。そういう理念を我々は具体化して、施策を実行していきたい。

そして、それはオーダーメイドで北海道の施策、九州、沖縄の施策というものを、その地域のスペシャルオーダーとして自治体や地方の関係者とよく連携をとりながら、そういう施策を進めていきたいというふうに考えております。

○荒井委員 今の大臣の御見解を聞いて少し心強くなったんですけどもね。

今、地方は、小泉改革ということで随分疲弊をしているというか、あるいは被害者意識が強くなっているというか、そういう感覚が非常に強くなっているのではないかというふうに思うんですね。地方の主産業は農業ですから、あるいは農林水産業ですから、農林水産業をどのようにてこにして地域の景気を回復していくのか、あるいは活力をもたらししていくのかという観点が小泉改革にもっともつとなければならない。

特に、今まで国際的にも、農林政策の中で、国際的な競争力だとか市場性だとか、そういう議論になるときに、我が国は、農業の持っている多面的な意味合いですとか役割ですとか、あるいは国土保全的な役割というものを強

調して、単に経済性だけの問題ではないんだということをずっと主張し続けてきたわけですから、その路線というのは、私は、日本の農政の骨太の路線としてしっかり守っていき、またその形で地域を振興していただきたいというふうに思っています。

ところで、小泉改革の二番目に大きな柱といいましょうか、それは三位一体改革に象徴される地方分権という名のもとに、中央の借金体質を地方に押しつけているというように私はとらえているんですけども、この三位一体改革によって、地方財政が非常に疲弊をしてきています。農業行政というのは、地方の自治体を手段として、そこに協力を仰ぎながらさまざまな行政を行っているというのはもう御存じのとおりだと思うんですけども、その地方自治体そのものが大変疲弊をしてきた。

特に私の北海道庁なんて、来年度の予算を組めるのか、あるいは財政破綻状態になっているのではないかとといったようなことが毎日のように新聞に出ているわけですけども、そういう状況の中では、北海道庁が主体的に農業政策を推進していくということはできなくなります。

こういう地域があちこちにあらわれているのではないかとというふうに私は思うんですけども、これらに対する現状の認識と、そして、それらに対する対策というものについて御見解をお持ちでしたら、ぜひお聞かせください。

○中川国務大臣 確かに日本経済、大分よくなってきて、名目成長率も直近では非常によくなってきている。デフレからの脱却もかなり近くなってきているという個人的な予測も持っております。

他方、地方は非常にまだまだ、北海道を初め東北の一部、あるいは高知、長崎、鹿児島といった地域はまだ非常に経済全体が厳しい。特に去年の場合には、石油の値段の影響というものも、これは農業だけじゃございません、水産業も影響が大きかったですし、それ以外の、クリーニング屋さんとか運送関係とか非常に大きかったわけでありまして、それがもろにその地域の産業、地方の産業に影響してきているわけでありまして。

いずれにしても、農業を中心にした地方というのは、今、私も申し上げ、荒井委員もおっしゃったように、時間のサイクルというものが違うわけがありますので、そういう中で、ほかの経済との時間的な跛行性というものがあるわけでありましてけれども、先ほども申し上げましたように、北海道と東京近郊と、あるいはまた静岡の農業と九州、沖縄の農業と違うわけでありまして、確かに工業のように、いきなりお隣の国が経済がよくなるとどんと売り上げが伸びるとか、その結果、設備投資もどんとふえるとかいった状況とは違う経済体質、あるいはまた経済外要素が非常に大きいわけでございまし

て、その辺は私も基本として認識をしているところであります。

他方、全部が全部悪いかというと、それも一概には言えない。元気に農業をやっている地域もあります。手前みそで大変申しわけありませんけれども、私の地元北海道十勝なんというのは、畑作、酪農を中心に、ある意味では非常に元気にやっているわけでありまして。しかし、私の地元がいいといっても、全部の農家が一様にいいかというと、必ずしもそうではないということでございます。いい例と、それから悪い場合にはどういう対策をしていったらいいのか、それがまさに農業協同組合の一つの大きな仕事でもあると思っておりますので、その辺を、全国津々浦々、それぞれの地域の状況あるいはまた一戸一戸の農家の状況も踏まえまして、きめ細かくやっていく。

これがまさに、地方の情報を知りながら、霞が関で、あるいは永田町で我々がこうすべきだということではなくて、こういう問題をどういうふうにしたらいいのか、それについて国はどういうお手伝いをしたらいいのかということが非常に大事なことでありまして、また引き続き注意深く見守っていききたいし、いい事例と、また困っている地域、困っている事例とをよく両方を見ながら、荒井委員にもいろいろとまた教えていただきたいというふうに思います。

○荒井委員 私は、今、地方自治体の財政問題との関係を質問したんですけれども、そこについては余りお答えがなかったんですけれども、また次回に譲りましょう。

ところで、行政改革の対象として、北海道がさまざまな形で紙上に上がってございます。特に北海道の公共事業のかなりの部分を担当している北海道開発局の行政改革が大変大きなやり玉に上がっているというか、そういう状況にあります。

私は、地方自治体の財政が非常に困窮していますから、北海道のインフラ整備をするには、開発局というものの役割というのは現時点ではかなり大きなものがあるんじゃないかと思っているんですけれども、このあたりにつきまして、北海道選出の大臣として、北海道開発局の役割とか、あるいは、このあたりの小泉改革が進めようとしている行財政改革そのものについてどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○中川国務大臣 先ほどのことから申し上げますと、地方自治体は、おおむね多くの自治体が財政的に困っていることは承知しております。

他方、地方分権あるいは三位一体で、むしろ地方からこういう権限を下さいということで、随分、去年、おとし、要望が地方六団体からあって、前

にいた経済産業省なんかでも、基本的にもう全部上げたらどうですか、ただし、権限と同時に財源そして責任もちゃんと持ってくださいよということを私は常に言っていたわけでございます。

農林省は、前に私がいた役所とは必ずしも同じ理屈が通るとは思いませんけれども、地方分権を進めてくれというのは地方の基本的な考え方だと思います。ただし、そのときに、もちろん財源あるいは補助金も税源も含めてセットでお渡しをしますということでありまして、権限も義務もお仕事もちゃんとやってくださいというその三点セットでぜひ地方の御要望に最大限沿っていきたいというふうに考えております。

それとは別に、北海道の場合には、北海道開発局が果たしてきた役割というのは非常に大きいということは、私も、自分の父親が、役所ができて以来、あそこの役所で仕事をしてきた者の息子として、非常に個人的にも愛着があるところであります。北海道開発局の果たしてきた役割は非常に大きい。

そういう中で、地方ができることについては地方でという基本的な考え、あるいは、逆に言うと、国の行政をできるだけスリムにしようというのも小泉内閣の流れであります。今、北海道出身の我々がいろいろ議論をしておりますが、道も含めて、一体何をどういうふうにしていったらいいのかというのが少しずつ出てきつつありますけれども、まだまだ今の段階では、私は内閣の一員でありますし、地方の声といっても、道だけではなくて、今二百ちよっとある市町村、それぞれまたいろいろお考えがあるんだろうと思います。

私の地元を初めきめ細かくできるだけ聞いて、また、これは与党、野党を通じて、北海道あるいはまた関係、関心のある議員の皆さん方の御議論を聞きながら、私は、現時点においては内閣の一員として、この問題を、北海道のために何が一番いいのかということを考えていきたいと思っております。

いずれにしても、この問題は農業だけをねらい撃ちにしたものではないということだけは確信しながら、この問題を考えていきたいというふうに考えております。

○荒井委員 開発局の問題というのは、今北海道庁が財政再建団体になるおそれが非常に高いところで、北海道開発局の職員を引き受けるとか、あるいはその実施をしていくというのは、私は、非現実的なんだろう、非常に難しいんだろう、そういうことを提起しているというのは、むしろねらいは別なところにあるのではないかというふうにさえ思っております。

いずれにしても、この開発局問題というのは、行政改革の問題、あるいは北海道の振興という問題と密接に絡んでいますので、ぜひ丁寧な議論を閣内でも行っていただきますように要望をいたします。

さて、行政改革ということでは、もう一つ、農林省にも大変厳しい。農林省の食糧、統計についても、今までもかなり計画的に人員の削減なり行政改革というのは、私は、比較的農林省という役所はまじめにやる役所だというふうに思いますし、そういうふうにまじめにやってきたのではないかと思うんですけれども、ここへ来て突然、さらに名指しで食糧、統計といったような議論が出てまいりました。

これらについては、これから農林省がどういうふうにとめて、どういう対策をするのかというのは注意深く見守っていきたいというふうに思うんですけれども、一方、農林省の行政というのはかなりいろいろなところで行政需要が発生しているのではないかと。

例えば、動物検疫施設ですとか植物検疫施設、あるいは食品の安全について、今回、BSEの問題も、山田議員がアメリカにまで行っているいろいろ調査をしてこられたんでしょうけれども、食品の安全の問題について、それを提供するような外国の食品について、外国まで行ってしっかりと審査をしていくというような制度を農林省が中心になってつくっていてもいいんじゃないだろうか。そこまでしっかりと厚生労働省と調整をしながら、定員が多いんだから削減するというのではなくて、そういう行政需要のあるところにどんどん積極的に転化していくということが私は必要なんではないかというふうに思います。

これらについて、大臣、御所見がございましたら、お願いします。

○中川国務大臣　ここ数日のニュースの中で、人員削減について、農水省を含む四つほどの省庁が何か随分報道されております。

私が事務方に指示をしている二つの機関と一つの独立行政法人については、もちろん職員の生活あるいは雇用というものが大前提でありますけれども、しかし、学生時代にちょっとかじったパーキンソンの法則も、逆がどの程度できるのだろうか。つまり、公務員の数が増えただけ仕事が増える。逆に言うと、スリム化してもどれだけ行政サービスのレベルが落ちないで済むのかということに大いに積極的に対応すべきだというのが私の基本的な考えです。

ただしという条件がつきまして、今御指摘のような検疫とか、あるいは入国管理、ほかの役所の話ですけれども、食品の安全とか、そういったところは、先ほどの米国産牛肉再開のときにも、仕事量を当然ふやしたわけでありますから、大変な負担を現場にかけているんだろうと思います。

動物検疫については、幸い来年度も、数人ベースですけれども、ふやしていただく、二百五十六人になる、七、八人たしかふやしていただくという予

算案になっておりますけれども、本当にぎりぎり、食の安全とか、あるいは人間や動植物の健康とか衛生状態とかそういったものについては、これからますます大事な仕事になってまいりますので、そこについては必要な人員をきちっと投入するということが大事だろうというふうに考えております。

○荒井委員 動物、植物の検疫施設関係というのはこれからますます重要になると思うんですね。世界で最大の食料輸入国がこういう防疫体制で本当にいいのかという気持ちを持っておりますので、数人ということじゃなくて数百人、農林省の中にその定員があるわけですから、そういう体制、人材の育成ということもそれに絡んでくるんだと思うんですけれども、そういうことをぜひ御検討いただけますようお願いいたします。

さて、小泉改革との関連性ということではこれで終えますけれども、この後に、幾つか、個別の事案なんですけれども、お話をさせていただきます。BSEの話は、これは山田議員がずっとやっておりますので、私は、それではなくて、鳥インフルエンザの話を少しさせていただきます。

現在ヨーロッパでは、鳥インフルエンザに対して、非常な警戒心といえますか、注意、アラームを発しているような感じがしますが、我が国では少しそのあたりが弱いのではないかなという気がいたします。

今、欧州やあるいはアジアにおけるこの鳥インフルエンザの発生状況、そして、それが人間にうつっていつている状況、さらに、これは厚生労働省の方がいいんでしょうか、鳥インフルエンザが変異をして、かつてのスペイン風邪のような新型インフルエンザになる可能性といったものについての現在の見通しというものをお知らせいただけますでしょうか。

○中島政府参考人 ただいまの御質問でございますが、高病原性鳥インフルエンザ、いわゆるH5N1の人への感染の状況につきましては、WHO、世界保健機関の公表によりますと、二〇〇三年十二月以降現在まで、ベトナムを初め七カ国で患者百七十人が発生しておりまして、そのうち九十二人が死亡しているという状況でございます。

昨年十一月に策定をいたしました新型インフルエンザ対策行動計画におきましては、過去の例を参考にいたしまして、我が国全人口の二五%が新型インフルエンザに罹患するという想定を置いた場合、医療機関を受診する患者数は約一千三百万から二千五百万人、中間値として約一千七百万人としておりますが、推計をしているところでございます。

また、これまで大流行いたしましたアジア風邪、あるいはスペイン風邪を参考にした場合、その病原性が中等度の場合であれば、これはアジア風邪程



度ということですが、入院患者数は最大五十三万人、死亡者数は十七万人。重度であれば、これはスペイン風邪のような状況ですが、入院患者数は最大二百万人、死亡者数は六十四万人と推計をしているという状況でございます。

○荒井委員 鳥インフルエンザと人間のインフルエンザとの関係というのは、どういうふうに理解をしたらいいのでしょうか。これは厚生労働省の方かな。

○中島政府参考人 鳥インフルエンザと申しておりますのは、いわゆる鳥の間で広がっている型のものでございまして、これがまれに鳥から人に感染する可能性があるというものでございます。先ほど申し上げました百七十、あるいは九十二人の死者というのは、そういったケースでございます。これが鳥から人に感染している間に変異を起こしまして、人から人にうつり得るような状況になった場合、これを新型インフルエンザというふうに区別しております。

以上でございます。

○荒井委員 かなり重度の場合には二百万人の患者が入院するだろうと言っていますけれども、この二百万人の医療施設、これはある時期に集中するんだと思うんですけれども、その体制というのは整備をされているのかどうか。

それから、新型に変わるというのは、どのぐらいの確率で変わるのかという点についてはいかがでしょうか。

○中島政府参考人 まず、新型インフルエンザに変わる可能性の方でございますが、これは正直申し上げて、世界各国、大変にその懸念を強く持ってきておりますし、また、昨今の状況を踏まえて、その可能性が高くなってきているというふうに推測をしておるわけでございます。

では、いつごろ起こるのか、どのぐらいの確率で起こるのかということについては、何とも予測ができないというのが世界の関係者の共通した見解というふうに認識をしております。

それからまた、この新型インフルエンザが発生をいたしました場合の治療体制の問題でございますが、厚生労働省といたしましては、新型インフルエンザの発生に備えまして、昨年十一月に策定した行動計画に基づきまして準備を進めているところでございます。

治療体制といたしましては、約二千五百万人分の抗インフルエンザウイルス製薬を国及び都道府県で確保することとしておりますし、また、各都道府

県におきましても、行動計画を作成していただき、流行期の入院病床等の医療体制を地域において整備することを迅速に進めていただいているところでございます。

さらに、発生した新型インフルエンザに対する医療に関する最新の知見等につきまして、国の方からも情報提供を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○荒井委員 鳥インフルエンザの発生状況は、今、農林省はどういうふうにつかんでおられるのでしょうか。また、アジアとか、あるいはヨーロッパでは相当出てきているように、きょうも新聞でフランスの話が出ていましたけれども、そのあたりとの関係性というのは現状ではどうなんでしょうか。

○中川政府参考人 世界におきます高病原性鳥インフルエンザの発生状況というお尋ねでございますけれども、まず、アジアにおきまして、二〇〇四年の年初ぐらいから、ASEAN諸国を初めとして中国、北朝鮮あるいは最近ではインドなどで、野鳥あるいは家禽での発生が報告をされております。

また、欧州におきましては、昨年末から、東欧諸国それからトルコにおきまして、野鳥や家禽での発生が報告をされておりましたけれども、これに加えて、今月に入りましてから、ドイツあるいはオーストリアなどで野鳥での感染が報告をされておりますし、さらに、先生も今おっしゃいましたが、二十四日のことでもありますけれども、フランスにおきまして七面鳥においての発生が報告をされております。

さらに、アフリカでも、昨年末からナイジェリアあるいはエジプトなどでの家禽での発生報告がございまして、最初は東南アジアから発生が確認されたものが、その後だんだんと、一方はユーラシア大陸を西の方へと、それからさらには最近ではアフリカまでというふうに、発生が拡大しているというふうに認識をいたしております。

○荒井委員 いずれにしても、これは死亡率が物すごく高いですね。二〇〇三年から百七十人発生して九十二人死んでいるというんですから、死亡率が五〇%以上。先ほどの厚生労働省の方からの御説明ですと、約二千五百万人ぐらい罹患するだろう、そのうち二百万人ぐらいが入院するだろうという事態が想定されているということなわけで、これは、実際に感染症が広がっていくと大変大きな社会問題になりますでしょうし、日本経済にも大きな影響を与えていくんだらうというふうに思います。

そういう意味で、農林省も厚生労働省も、この鳥インフルエンザ、そして

人感染のインフルエンザ対策について、ぜひ万全を期していただきたいというふうに思います。

大臣、おられなかったんですけれども何かありますか、この鳥インフルエンザ問題なりあるいは感染症対策について。私は国際的な協調体制を政治の場で作り上げていかないといけないと思っているんですけれども、何かございましたら。

○中川国務大臣 失礼しました。

鳥インフルエンザにつきましては、たまたま、おとといパリにいるときに、フランスで七面鳥にH5N1型が発生して、とりあえず全面的にストップをしたということに直面しました。フランスの農業大臣からそんなに強い要請は今のところ来ておりませんが、フランス、ヨーロッパでも非常に発生をしている。これは、だんだん暖かくなって、どうも南の方から渡り鳥が飛んできて、干し草の上にふんをしたのか、そこにさわったのか、いろいろな説が推測されておりますけれども、ヨーロッパの場合にはきちっとしたシステムができ上がっていると思います。

私は、モーリシャスの大臣に、ナイジェリア等で高病原性の鳥インフルエンザが発生したということ、日本としては、私自身は非常に強く関心を持っています。残念ながら、アフリカの場合には、ほかの感染症あるいは病気、あるいは人間の体力が弱っているといった人たちも大勢おりますので、日本として、あるいはOIE等の機関を通じてできるだけ協力をしたいということ、ぜひそれをお願いしたいという話し合いをいたしました。

既に答弁があったかもしれませんが、日本も、近隣の東アジアの国々との協力体制の中で、日本ができる最大限のことをやっていきたい。何といっても、税関を通して入ってくるだけじゃなくて、空から飛んできちゃうわけですから、これは幾ら検疫を整備したところで、上から飛んでくるということになりますと、いかに早期発見をするか、そして万全の対策をとるかという別の難しさもあるわけですから、その辺は、厚労省あるいはまたいろいろな機関ともよく連絡をとりながら、万全の対策をとっていきたいというふうに考えております。

○荒井委員 この鳥インフルエンザ変性のインフルエンザというのは大変大きな影響を与えますので、ぜひ、厚生労働省と一緒に、農林省の万全な対策を講じていただきますようお願いいたします。

さて次に、バイオマスのお話をさせてください。

バイオマスというのは、ブラジルだとかドイツなどでも、かなりクリーンなエネルギーということで、あるいは、京都議定書にのっとなって炭酸ガスを削減していくという方向性から、極めて可能性の高いというかクリーンなエネルギーということで、これからも振興していく必要がある。

しかし、このバイオマスの場合は、エネルギー庁と農林省との間で密接な関係性を持った議論をしているんだろうかということが大変心配なんですけれども、バイオマスの利用に関する研究や開発の現状、それから農林水産省とエネルギー庁との関係は現在どのようになっているのか、お答えいただけますでしょうか。エネ庁の方、来ていますよね。

○高原政府参考人 お答え申し上げます。

バイオマスのエネルギー利用は、現時点ではコストが高いといったような場合もございますけれども、エネルギーの自給率の向上でございますとか、あるいは地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーだというふうに考えております。

バイオマスのエネルギー利用の将来的な導入見通しでございますけれども、京都議定書の目標達成計画におきまして、二〇一〇年度の新エネルギー導入目標、原油換算で千九百十萬キロリットルと置いておきまして、その中で、廃棄物発電を含むバイオマス発電として原油換算で五百八十六萬キロリットル、あるいは、バイオマス熱利用として原油換算で三百八萬キロリットル導入することといたしております。

なお、今申し上げましたバイオマスの熱利用の目標三百八萬キロリットルの中には、バイオエタノールなどの輸送用のバイオ由来燃料五十萬キロリットルも含まれております。

この目標を達成するために、経済産業省といたしましては、財政上の支援でありますとか法律上の導入の義務づけ等々、さまざまな措置を講じておきまして、その推進を図っております。例えば、下水汚泥や食品廃棄物のメタン発酵による燃焼利用でございますとか、地域におけるバイオマス熱利用の技術的、経済的な実施を行う事業を農林水産省とも協力しながら行っております。平成十八年度の政府予算にこのような事業で三十八億円の計上を行っております。

いずれにいたしましても、バイオマス・ニッポン総合戦略などを通じまして、農林水産省とよく協力をいたしまして、バイオマスのエネルギーの利用拡大を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○荒井委員 農林省にとっては、食料を増産する、食料を生産する、あるいは食料の安全な供給というのが中心の政策であるので、エネルギーという点に関しては、いろいろな可能性があるんですけども、その点少し軽視しているところがなきにしもあらずかなという気がします。しかし、栽培する作物がないとか、あるいはお米の場合ですと余っているとか、あるいは森林の場合ですと間伐が思うようにいかないといったような点があつて、こういうものをエネルギーに利用していくという発想をもっと農林省は持ってもいいと私は思うんです。

こういう点に関して、農林大臣、御見解がもしおありでしたら。

○中川国務大臣 私は、数年前にブラジルでエタノールから自動車燃料をつくるという話を聞いて、実は、石狩地区と十勝地区で植物由来のエタノールをつくろうという研究を今やっているわけでありまして。石狩地区は米でございまして、私のところは小麦とかビート等からエタノールをつくろうということでやっております。

他方、二週間ぐらい前のあるテレビ番組を見ておりましたら、沖縄の伊江島でサトウキビからエタノールを、実際にもう役場の車に、あれは三%だったか五%か忘れましてけれども、やっている。他方、ブラジルはたしか五〇%以上がエタノールということで、もともと、そのときの印象的な言葉は、土から石油をつくるんだという非常に印象深いことであります。

まさに、コストの問題とか税をどうするかとかいろいろな問題がございましてけれども、今御指摘のように、私自身も、これからのクリーンな、そして場合によっては地方の、小さな地域のエネルギー源ということも含めて、この問題に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○荒井委員 地球温暖化対策という意味では森林の整備が極めて重要です。しかし、今回、予算では、京都議定書にのっとりた目標の経緯からいくと、恐らく森林の整備関係の費用というのは半分ぐらいにしかなくなっていないんじゃないかと思えますけれども、そのあたりは、恐らく環境省もあるいは農林省も、環境税という新たな財源というものを目指していたと思うんですけれども、いまだにそこは実現されていないわけでありまして。

このあたり、京都議定書にのっとり、環境税というもののありようとか、あるいは農林省としての取り組み方とか、森林整備のこれからの見通しとか、そういうものについて、大臣、御見解をいただけますでしょうか。だんだん時間がなくなってきたもので、恐縮ですけれども。

○中川国務大臣 京都議定書の約束、六%を果たすという大前提があるわけですが、その中で森林の果たす役割は非常に大きい、三・九。ただし、現状ではなかなか見通しが、六%そのものも含めて難しいわけであります。

そういう中で、実は、前いた役所と農林水産省とでは若干考え方にずれがあるわけでありますが、いずれにしても、今やれることを、どこの部分であってもやれるように努力をしていこう、あるいはまた、クールビズ、ウォームビズではありませんけれども、一番大きいのは一人一人の心がけ、認識と同時に、何かをやっていくことだろうと思っております。

そういう意味で、最初に環境税から議論をしていって六%をクリアしようよという前に、いろいろとまだやることではないかというのが、余り時間もありませんけれども、現時点での私の考え方でございます。

○荒井委員 一昨年、大型の風台風が東北、まあ全国ですかね、全国横断をして、日本の山は物すごく荒れていますよね。その風倒木が今でも無残な姿をさらしている山を見ると、非常に心が痛む。この山を整備していくというのは、私たち、未来の子供たちに対しても責務であると思うんですね。そういう意味では、私は、この小泉改革の中で、極めて厳しい環境の中にある森林業者や国有林をしっかりと運営していくことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

ところで、私はこの十日の休みの連休を使いまして台湾に行っていました。

台湾というのは、戦前、日本が植民地として経営をしてきたんですけれども、非常に親日的なところがございました。なぜそうなのかということを経つか調べてまいりますと、戦前に八田與一さんという、これはかんがいの技術者ですが、この方が台湾の農地の整備なり、あるいは、今でいうと日本の農協に当たるんでしょうか、営農組織をつくることまで指導されて、台湾の農家の皆さんに大変な尊敬を受けているのを見ました。銅像があつてお墓があつたんですけれども、その銅像にはいつでも花が絶えたことがないというふうに言っておりました。

同じ植民地経営の中でも、こういうふうに地域に根差した、地域の人々と生きてきた人がちゃんといたということは素晴らしいことだなと。ここに、ある意味の日本のODAの理念とか、あるいは対外的な付き合いの理念というものの原型が私はあるんじゃないかというふうに思います。

そういう意味で、この八田與一さんが培ってきた農業水利施設というものは、その地域の文化とか伝統とか地域力とか、そういうものと極めて深い関係があるなということに気づかされてきたわけです。最近、日本では、この

かんがい施設、水利施設が、そういう特色が忘れ去られているのか、あるいは農家の数が減っているということもあってか、少しおろそかにされているのではないだろうかという危惧を持っております。

地域というのは水がなければ何の意味もないということに気がついたという先人が、この水利施設を大切に守ってきた、そこに地域の活力の源泉みたいなものがあるのではないかというふうに思いますので、大臣には、こういう水利施設、地域の施設、地域が維持してきたそういうものを大切に守っていくということをぜひやっていただきたいというふうに思います。

最後に、私の質問になりますけれども、大臣の御所見をいただければと思います。

○中川国務大臣 まず、八田與一さんのことは私も大変興味があります。八田與一さんが亡くなられた後、奥様は八田與一さんがつくった貯水池に身を投げて八田與一さんと一緒に天国に行ったという話も我々知らないところで、台湾の方からよく聞きますね。台湾では、八田與一さんの水利、それから疫病対策というものが、庶民にとって、日本の時代、一番感謝されているという話をよく伺います。

日本のように、水はあるけれども極めて急峻な地域で水管理をいかにやっていくかということは、これはもう荒井委員の方が専門家ですけれども、日本の有史以来の為政者の一番大きな仕事の一つだったんだろというふうに思います。

そして、その機能は現在でも大事でありますし、かてて加えまして、その地域に水があることによって、生態系というものも特有になってまいりますし、また、伝統、文化あるいはまた歴史というものがその水利施設を中心に、それぞれの地域に特色のあるものがありますから、そういう将来に向かって、また過去の大事な遺産という意味からも、私は、水利施設はこれからも大いに守っていく、大切にしていける必要があるというふうに考えています。

○荒井委員 ぜひそういう考えを閣内の中でも、特に竹中平蔵さんやあるいは小泉総理に理解をしていただけるように、農林大臣としても努力をしていただけますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。  
ありがとうございました。